

第 91 号

財産の貸付けについて

財産を次のように貸し付けることとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘 要
著作権及び商標権	熊本県が保有するくまモンの著作権及び商標権（海外に展開するアニメーション映画の制作のために利用するものに限る。）	吉本興業株式会社	くまモンの海外展開により熊本県の認知度及びブランド価値の向上を図るため	契約の日から20年間	吉本興業株式会社が貸付契約の日から5年を経過する日までに映像を配信する事業者又は放送事業者との配信の契約を締結できなかった場合は、当該貸付契約を見直すものとする。

(提案理由)

アニメ「くまモン」製作委員会の幹事会社である吉本興業株式会社に財産を5年の貸付期間を超えて貸し付けるため、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）第4条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。